

## IV【安全・安心】

### 安全で安心してらせる生活環境の実現

#### 目指す将来の姿

- 安全で安心できる大気・水・土壌環境と快適な生活環境の中で県民生活が営まれています。また、豊かな地下水や温泉が持続的に利活用されています。
- 有害な化学物質等について、必要な監視・指導などにより適正な管理・使用が行われるとともに、県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれています。
- 環境影響評価制度が適切に運用され、地域住民や地方公共団体等の意見を踏まえ、大規模な開発事業などにおける環境への影響の回避や低減が図られているとともに、地域住民の理解を得ることで円滑に事業が実施されています。
- 北東アジア地域との連携・交流により、広域的・地球規模的環境問題の解決への対応・貢献がなされています。

#### IV-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

##### ア 目 標

- ・安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進します

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
生活排水処理人口普及率 [%]	90.7%	91.3% (H27年度末)
河川・海域の水質の環境基準達成率 [%] (河川：BOD、海域：COD)	93.3%	100%
ベンゼン等の有害大気汚染物質の環境基準達成率 [%]	100%	100%

## イ 現状と課題

- ・ 大気環境については、光化学オキシダントや短期的評価における浮遊粒子状物質を除いて環境基準を達成しており、おおむね清浄ですが、光化学オキシダント対策を進めるための揮発性有機化合物（VOC）等の排出抑制、アスベスト使用建築物の解体工事の増加予想に伴う作業基準遵守の指導徹底、騒音等に関する苦情対応の体制整備などが必要です。  
また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、本県においても放射線測定を強化することとしています。
- ・ 水・土壌環境については、公共用水域の水質は湖沼を除き概ね清浄ですが、一部の地下水では汚染が見られる他、湖沼周辺での生活排水対策が必要です。
- ・ 水資源の利用については、持続可能な地下水・温泉利用、安全な水道水の確保の観点からモニタリング等の継続が必要です。

## ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野外焼却の原則中止、生活騒音の発生抑制、マイカー使用の抑制</li> <li>・ 下水道接続や浄化槽の設置・適正維持管理、生活排水対策の実行、河川の美化等の環境保全活動に参加</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動に伴う大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制、騒音・振動・悪臭の発生を抑制</li> <li>・ 地下水・水道水・温泉の持続可能な利用に配慮</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における騒音・振動・悪臭の発生抑制指導や低公害自動車を率先導入</li> <li>・ 下水道や浄化槽等の汚水処理施設整備の促進、環境体験学習等により大気・水質保全啓発を行う</li> <li>・ 水道管理者として安全な水道水の確保に努める</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気・水環境の常時監視により汚染状況把握とそれらの情報を提供</li> <li>・ 工場・事業場からの大気汚染・水質汚濁物質排出抑制を指導</li> <li>・ 下水道や浄化槽などの汚水処理施設整備支援、環境体験学習等により大気・水質保全啓発を行う</li> <li>・ 地下水・温泉のモニタリングや水道施設の監視等により持続的な利用を確保</li> </ul>

## エ 施策

### IV-1-1 大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の対策

#### ① 大気環境の保全対策

- ・ 大気環境の汚染実態把握のために大気汚染物質の常時監視を行います。
- ・ 良好な大気環境の確保のために、工場・事業場から発生するばい煙等についての調査・指導を行うとともに、アスベストが使用された建築物の解体工事等に対する調査や作業基準遵守の指導を行います。
- ・ 酸性雨による影響の実態把握や黄砂の実態及び健康影響に関する調査・研究を行

います。

## ② 騒音・振動・悪臭対策

- ・ 生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、自動車や航空機の騒音などの常時監視を実施します。
- ・ 騒音・振動・悪臭について、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討などをおこないます。

## ③ 環境放射能調査

- ・ 県民の健康と安全・安心に応えるため、日常生活に関する環境試料等の放射能を測定し、放射線分布及び生活環境の放射能レベルについて調査を行います。

### **IV-1-2 水環境と土壌環境の保全**

#### ① 水環境の保全対策

- ・ 安全で快適な水環境の確保のために、県内の河川・湖沼・海域（海水浴場を含む）
- ・ 地下水の水質の常時監視を行います。
- ・ 工場・事業場からの排出水の調査・指導を行います。
- ・ 生活排水処理対策として、地域の実情に応じ、浄化槽、下水道、農業等集落排水処理施設など各種汚水処理施設の整備を推進します。

#### ② 土壌環境の保全対策

- ・ 土壌汚染による健康影響を防止するために、県内の土壌について、有害物質による汚染の状況を把握するための指導等を行い、土壌汚染対策を図ります。

### **IV-1-3 持続可能な水資源の利用**

#### ① 持続可能な地下水利用

- ・ 古代より引き継がれ、豊かな自然環境に育まれた県民生活に欠くことのできない地域共有の貴重な資源である地下水について、持続可能な利用ができるよう、条例の制定を検討するとともに、県民のみなさんとの協働による保全、涵養策を実施します。

#### ② 安全でおいしい水道水の確保

- ・ 水道水は、日常使用され、直接人の健康に係わることから、常に安全性が求められています。安全性の持続的な確保のために、水道施設の適正管理を監視指導すると共に水道水質検査機関を対象とした精度管理を行います。

#### ③ 温泉資源の保全利用

- ・ 温泉資源の保護、可燃性天然ガスによる災害防止及び温泉利用の適正化を図るために、温泉掘削等の許可や温泉の定点観測等を行います。

## IV-2 環境汚染化学物質の適正管理

### ア 目 標

- ・ 環境汚染化学物質の実態把握と適正管理・排出抑制により環境リスクを削減し、安全で安心な環境を確保します

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
大気中のダイオキシン類濃度 [pg-TEQ/Nm3]	0.013 pg-TEQ/Nm3	0.012 pg-TEQ/Nm3

### イ 現状と課題

- ・ 近年、身の回りで数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、人体・生態系への悪影響が懸念されています。

平成11年には、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機として「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)が制定されて、特定化学物質を使用する一定の事業者は、環境への排出量や廃棄物に含まれる移動量の届出が求められるなど、規制が行われています。

今後も、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の問題等に対して、一般環境中の環境汚染化学物質の実態把握と化学物質の適正管理・排出抑制対策が必要です。

### ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	・ 環境汚染化学物質の環境リスクを理解し、野焼きを行わないことやゴミ減量・分別等による排出抑制に協力
事業者	・ 事業活動に伴う環境汚染化学物質の排出量・移動量を把握し、適正管理・排出抑制を推進
市町村	・ 地域における環境汚染化学物質に関する情報共有・情報提供すると共に、管理施設における適正管理の他、焼却施設等からの排出抑制を推進
県	・ 環境汚染化学物質に関する一般環境中の常時監視、情報提供、適正管理・排出抑制に関する指導

### エ 施 策

#### IV-2-1 環境汚染化学物質の適正管理

① 環境汚染化学物質対策

- ・ 化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）について実態を把握します。
- ・ ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策などを進めます。

② 化学物質管理促進

- ・ 県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表（情報提供）することで、事業者による自主的な化学物質管理の改善を促進し、環境の保全を図ります。
- ・ 事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有することにより化学物質の環境リスクの削減を目指します。

## IV-3 環境影響評価の推進

### ア 目標

- ・ 大規模な開発事業等の実施に当たり適切かつ円滑な環境影響評価を推進し、環境への影響の回避や低減を図ります

### イ 現状と課題

- ・ 環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施が周辺環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づく適切な環境配慮を実施するための制度です。早い段階で事業の実施に伴う環境影響を把握することや、地域住民の意見を聴いてその理解を得ることは、円滑な事業の実施にも資するものです。  
国は平成23年4月の環境影響評価法改正等により、計画段階配慮書の手続きの新設、方法書における説明会開催の義務化、風力発電施設設置の対象事業化など、環境影響評価制度を見直しています。本県においても、法改正や県内の環境状況等に応じた、条例の見直しを行う必要があります。

### ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	・ 環境影響評価に関する調査、予測に対して必要な意見を述べる
事業者	・ 地域住民や地方公共団体等の意見を踏まえ、事業実施に当たっての適切な環境影響評価と環境配慮を実施するとともに、地域住民の理解を得る
市町村	・ 環境影響評価に関する調査、予測に対し、地域としての必要な意見を述べる ・ 環境影響評価の手続きが適切・円滑に行われるよう努める
県	・ 環境影響評価制度の適切な運用を通じ、事業実施に伴う環境影響の回避や低減を図る

### エ 施策

#### IV-3-1 環境影響評価の推進

##### ① 環境影響評価制度の適正な運用

- ・ 大規模開発事業等の実施に伴い事業者が行う「環境影響評価」に関し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づく適正な運用及び適切な指導・助言を実施します。

【環境影響評価審査会】



【現地視察（環境影響評価審査会）】



② 県が実施する公共事業に係る環境配慮

- ・ 環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例の対象外事業のうち、県が実施する公共事業について、「鳥取県公共事業環境配慮指針」に基づき、調査計画、設計、実施の各段階において、事業の種類ごとの特性や規模等を考慮しながら、積極的な環境配慮を実施します。

③ 県が実施する大規模イベントに係る環境配慮

- ・ 県が実施する大規模なイベントについて、「エコイベントマニュアル」に基づき、来場者の楽しさを損なわない範囲で環境配慮活動を行い、関係者はもちろん、参加者や来場者にも環境配慮活動を実践していただくよう普及啓発を実施します。

## IV-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

### ア 目 標

- ・ 北東アジア地域と連携して、環日本海地域における環境問題の課題解決に向けた取り組みを推進します

### イ 現状と課題

- ・ 近年、黄砂や海岸漂着ごみなどの国境を越えた環境保全への取り組みが必要な問題が生じてきています。これらを含む環境問題は、北東アジア地域の持続的発展を考える上で重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組む必要があります。

### ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	・ 国境を越えた環境問題に関心を持ち、国際交流に参加
事業者	・ 海外研修者の受入れや海外での事業活動などにおいて環境に配慮
市町村	・ 共同調査や研究に協力
県	・ 北東アジア地域共通の環境課題の情報共有と各地域と連携して課題解決に取り組むとともに県民等に対して情報提供する

### エ 施 策

#### IV-4-1 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

##### ① 北東アジア地域との環境分野での連携・協力

- ・ 北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットや北東アジア地域自治体連合（NEAR）の参加地域（韓国、中国、ロシア、モンゴルの自治体）等と連携し、砂漠化防止や黄砂問題などの共通課題について、環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築します。

【第4回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会（中国吉林省）】





② 韓国江原道との環境分野における学術交流

- ・ 県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究員並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表・討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させます。